

ナガエツルノゲイトウ防除費用の一部を補助します！

龍ヶ崎市では、特定外来生物である「ナガエツルノゲイトウ」の侵入による農地や生態系への被害を防止するため、ナガエツルノゲイトウ防除活動の支援として、除草剤散布に係る費用の一部を補助します。



ナガエツルノゲイトウが繁茂した水田
(丸で囲んだ箇所にナガエツルノゲイトウが繁茂)
ナガエツルノゲイトウが水田内に繁茂すると除去は非常に困難です。侵入される前の除草剤散布による防除が重要です！

補助対象者

市内にある田(畦畔を含む)の耕作者
※補助要件など詳細は裏面にて

補助内容

ナガエツルノゲイトウの防除を目的とした除草剤の散布を行う事業について、以下の表に応じた額を補助します。

	田（畦畔を含む）
市内に住所を有する耕作者	10a当たり 3,000円
市外に住所を有する耕作者	10a当たり 2,000円

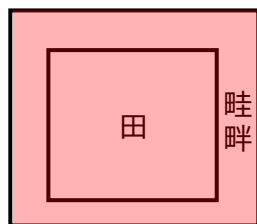
※市内にある田(畦畔を含む)に限る。

お問い合わせ

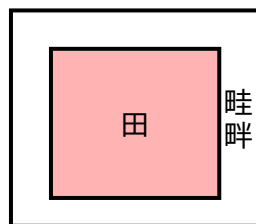
龍ヶ崎市 農業政策課 農業戦略グループ
TEL：0297-64-1111（内線430）

補助対象となる農地について

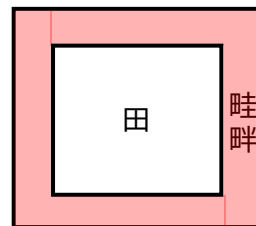
補助の対象となる農地は田(畦畔を含む)となります。以下の図のように赤く塗った箇所は補助対象とすることができます。



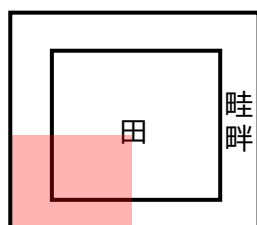
① 田及び畦畔の全面に繁茂



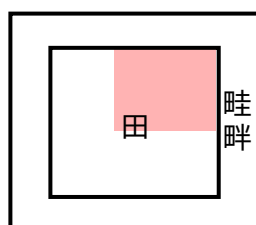
② 田の全面に繁茂



③ 畦畔の全面に繁茂



④ 田及び畦畔の一部に繁茂



⑤ 田または畦畔の一部に繁茂

補助要件について

◆ 補助対象田は以下の各号のいずれにも該当する田とします。

- (1) 市内にある田であって、農地台帳または水田台帳に記録された現況地目が田である。
- (2) ナガエツルノゲイトウが発生している。
- (3) 次のいずれかに該当している田である。

ア 補助対象者(同一世帯の直系尊属を含む)が所有・耕作している田

イ 補助対象者が農地中間管理事業に関する賃借権設定等の認可を受け、耕作している

ウ 補助対象者が農地法第3条に基づく権利設定の許可を受け、耕作している田

エ 水田台帳において、補助対象者が耕作していると記載があり、実際に補助対象者が耕作している田

オ 補助対象者が特定農作業受委託契約を締結し、全作業を受託・管理している田

※同一年度内において既に補助金の交付の決定を受けた農地、他自治体等から同種補助金等の交付の決定を受けた農地等は補助対象となりません。

◆ 補助金の交付対象となる事業は以下の除草剤の散布を行う事業となります。

- ・ 水田におけるナガエツルノゲイトウ防除マニュアル(国立研究開発法人農業・食品技術総合研究機構発行)において有効であると記載されている除草剤
- ・ その他市長が認めた除草剤